

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、児童手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 ※家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童を養育している者に支給される手当。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①父母指定者の届出の受理、審査 ②受給資格者からの認定の請求の受理、審査 ③児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、審査 ④現況の届出、審査 ⑤氏名等及び住所等の変更の届出の受理、確認 ⑥受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、審査 ⑦未支払の児童手当の請求の受理、審査 ⑧受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ⑨官公署等に対する必要な資料の提供等の求める なお、上記の事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	保健福祉総合システム、住記・税システム

2. 特定個人情報ファイル名

児童手当支給情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表81の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の106、107の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	岩国市福祉部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関



7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 総務部 総務課 TEL:0827-29-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 福祉部 こども家庭課 TEL:0827-29-5075
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当関係事務では、上記のほか、特定個人情報の記載がある申請書等の保管及び個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	岩国市特定個人情報の安全管理に関する基本方針に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じることとしている。また、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底し、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認するなどの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	課長 穴水千枝美	課長 木原 眞弓	事後	H28.4.1付け人事異動に伴う変更
平成28年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 木原 眞弓	課長 河村 憲二	事前	平成30年4月1日付け人事異動に伴う変更
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成31年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二26、30、87の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二116の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二第26、30、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、44条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二第74,75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、40条の2	事後	見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 河村 憲二	こども支援課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	IV リスク対策		IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、児童手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 ※家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童を養育している者に支給される手当。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①父母指定者の届出の受理、審査 ②受給資格者からの認定の請求の受理、審査 ③児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、審査 ④現況の届出、審査 ⑤氏名等及び住所等の変更の届出の受理、確認 ⑥受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、審査 ⑦未支払の児童手当の請求の受理、審査 ⑧受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ⑨官公署等に対する必要な資料の提供等の求める なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 ※家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童を養育している者に支給される手当。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①父母指定者の届出の受理、審査 ②受給資格者からの認定の請求の受理、審査 ③児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、審査 ④現況の届出、審査 ⑤氏名等及び住所等の変更の届出の受理、確認 ⑥受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、審査 ⑦未支払の児童手当の請求の受理、審査 ⑧受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ⑨官公署等に対する必要な資料の提供等の求める なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	番号法第9条第1項及び別表第一の56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二第26、30、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、44条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二第74、75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、40条の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の26、30、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第19条、第44条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の74、75の項 番号法別表第二主務省令第40条、第40条の2	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の26、30、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第19条、第44条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の74、75の項 番号法別表第二主務省令第40条、第40条の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の26、30、87、106の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の74、75の項 番号法別表第二主務省令第40条、第40条の2	事後	法改正に伴う変更
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の26、30、87、106の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の74、75の項 番号法別表第二主務省令第40条、第40条の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の26、30、87、106の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の74、75の項 番号法別表第二主務省令第40条、第40条の2	事後	番号法改正による変更
令和4年7月29日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	岩国市健康福祉部こども支援課 こども支援課長	岩国市福祉部こども家庭課 こども家庭課長	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 健康福祉部 こども支援課 TEL:0827-29-5075	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 福祉部 こども家庭課 TEL:0827-29-5075	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	なお、上記の事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の56の項	番号法第9条第1項及び別表81の項	事後	番号法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令（平成26年内 閣府・総務省令第5号）第44条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・ 総務省令第5号）第44条	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の26、30、 87、106の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令（平 成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法 別表第二主務省令」という。）第19条、第44条、 第53条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の74、75の 項 番号法別表第二主務省令第40条、第40条の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表42、125、141、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の106、107の項	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和6年12月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和6年12月26日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		IVリスク対策8.人手を介在させる作業の追加記 載	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月26日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考え られる対策		IVリスク対策11.最も優先度が高いと考えられ る対策	事後	様式の変更によるもの
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更